



津市保第 8 3 4 号  
平成 2 8 年 5 月 1 8 日

各医療機関 御中

津市長 前 葉 泰 幸  
(公印省略)

津市福祉医療費（子ども医療費）の助成対象拡大について（お願い）

平素は本市の福祉医療費助成制度にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
さて、標記の件につきまして、領収証明方式で行っている小学校 6 年生までの入院及び通院にかかる医療費助成の対象を、平成 2 8 年 9 月 1 日から中学校 3 年生まで対象を拡大します。

つきましては、毎月各医療機関から提出していただいております福祉医療費領収証明書（又は福祉医療費領収証明一覧表）に、本年 9 月診療分から、中学生の入院及び通院分を加えて作成していただきますよう、下記の点にご留意のうえ作成していただきますようお願いいたします。

また、制度の周知を図るため、別紙のとおりポスターを作成いたしました。掲示板等への貼付のご協力をいただきますよう、重ねてお願いいたします。

各医療機関におかれましては、お忙しい中大変お手数をおかけしますが、ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

1 制度改正の概要

平成 2 8 年 8 月診療まで

対象 名称	小学校 6 年生まで		中 学 生	
	通院	入院	通院	入院
子ども医療費	○	○	—	◎*

\*平成 2 8 年 8 月診療までの中学生入院費は、保護者の申請による助成



平成 2 8 年 9 月診療から

対象 名称	小学校 6 年生まで		中 学 生	
	通院	入院	通院	入院
子ども医療費	○	○	○	○

2 実施時期 平成 2 8 年 9 月 1 日

### 3 受給資格証の交付

新たに対象となる方（平成13年4月2日～平成16年4月1日生まれ）には、6月上旬に福祉医療費受給資格証交付申請書を郵送します。申請書提出後、保護者の所得等の資格審査を行い、受給資格が認定された方には8月下旬に「津市福祉医療費受給資格証（子ども）」を交付する予定です。

※受給資格証の色：白（現行の子ども医療費と同じです。）

※受給資格証番号：3から始まる7桁の番号。以前に受給資格を持っていたとしても受給資格証番号は変わりますので、新しい番号をご確認ください。

### 4 領収証明書の作成

現行の小学校6年生までに加え、中学生の受給者の入院及び通院分の領収証明書の作成をお願いします。

※平成28年8月診療までの中学生の入院分につきましては、従来どおり保護者の申請による助成となりますので、領収証明書を作成していただく必要はございません。

### 5 領収証明書を作成しない診療について

以下の診療につきましては、福祉医療費の助成対象外となります。もし、領収証明書が提出されますと、対象者から助成金を返還してもらうこととなり、トラブルの原因となりますので、領収証明書を作成していただかないようお願いいたします。（障がい者、一人親家庭等、妊産婦医療費にも共通します。）

#### ① 保育所、幼稚園、小中学校など学校管理下における負傷・疾病等に対する診療

⇒ 日本スポーツ振興センターによる災害共済給付が、福祉医療費より優先となります。学校管理下での災害（負傷・疾病等）による診療と確認できる場合は、領収証明書を作成しないでください。

同じ診療月に災害共済の給付対象外の診療があった場合は、対象外の診療分のみの点数で作成していただき、別紙の「福祉医療費領収証明書（電子媒体提出分）市町連絡一覧表」に、その旨をご記入ください。電子媒体提出分とありますが、紙媒体での提出にも使用できます。様式は、三重県国民健康保険団体連合会のホームページからダウンロードすることができます。

領収証明書をご提出いただいた後に、災害共済の対象と判明した場合は、下記事務担当までご連絡ください。

#### ② 第三者行為に係る診療（交通事故など）

#### ③ 医療保険の一部負担金を領収しない診療

事務担当：

津市 健康福祉部 保険医療助成課  
福祉医療費担当（市役所1階5番窓口）

〒514-8611 津市西丸之内23番1号

電話番号 059-229-3158 FAX 059-229-5001